

薬機発第0507001号
令和元年 5月 7日

別 記 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」の一部改正について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等については、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」（平成24年3月2日薬機発第0302070号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めているところです。

今般、別添中「平成〇年〇月〇日」を「（元号）〇年〇月〇日」に、別紙様式中「平成 年 月 日」を「（元号） 年 月 日」に、「平成〇年△月」を「（元号）〇年△月」に改め、令和元年5月1日から施行することとしましたので、貴会会員への周知方御配慮願います。

なお、参考として、改正後の通知を添付しますので、ご参照ください。